

厚生労働省北海道労働局発表  
令和5年7月3日

担当  
厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課  
課長 河合 博文  
主任監察監督官 土谷 啓二郎  
電話 011-709-2311（内線 3541）

報道関係者各位

## 1,461 件の申告事案に対応 ～ 令和4年申告事案の概要について～

北海道労働局（局長 ともふじ 友藤 としあき 智朗）管下の17労働基準監督署・支署では、労働者から申告（労働者が事業場における労働基準関係法令違反に関する事実を労働基準監督署に通告すること。）が行われた場合、労働基準監督官が臨検監督等を行い、違反事実の有無を確認しています。

違反が認められた場合には、事業主にその是正を指導しています。

この度、令和4年1月から令和4年12月までの申告事案の概要について取りまとめましたので公表します。

申告件数は、1,461件と前年よりも179件増加しています。また、賃金不払が申告事項の約7割を占め、これに解雇を加えると約9割を占めています。

### 令和4年申告事案概要（資料参照）

#### 1 申告処理件数

1,461件（対前年比 +179件 +14.0%）

#### 2 申告事項別件数（上位2項目、重複あり）

賃金不払：定期賃金が支払われない、残業代が支払われないなど

1,104件（対前年比 +150件 +15.7%）

解雇：法定の解雇予告、または解雇予告手当の支払がされずに解雇されたなど

185件（対前年比 +14件 +8.2%）

#### 3 業種別件数（上位4業種）

商業 239件（対前年比 +51件 +27.1%）

保健衛生業 218件（対前年比 +12件 +5.8%）

建設業 213件（対前年比 +9件 +4.4%）

接客娯楽業 195件（対前年比 +34件 +21.1%）

北海道労働局では、引き続き、労働者の置かれた状況に配慮の上、懇切・丁寧な対応に努め、迅速・的確に監督指導を実施してまいります。また、法違反を繰り返すなどの悪質な事業主については、送検手続をとるなど厳正に対処します。

## 1 申告処理件数

申告処理件数は、1,461件（対前年比 +179件、+14.0%）でした。

## 2 申告事項別件数

申告事項別にみると、上位2項目は、

賃金不払 1,104件（対前年比 +150件、+15.7%）

（定期賃金、時間外手当又は休業手当が支払われないなど）

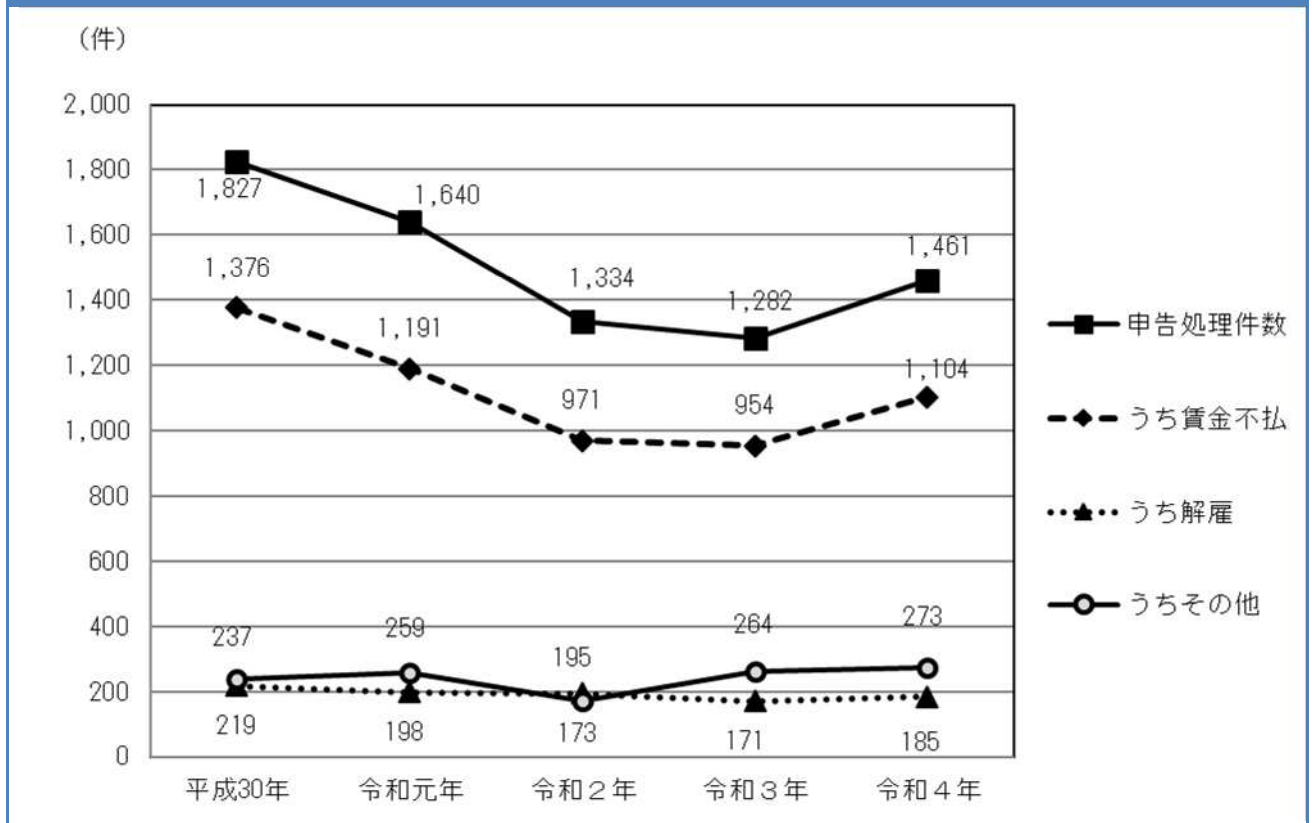
解雇 185件（対前年比 +14件、+8.2%）

（法定の解雇予告または解雇予告手当の支払がされずに解雇されたなど）

でした。賃金不払が75.6%、解雇が12.7%を占めています。

その他の事項としては、書面による労働条件の明示がなかった、就業規則が周知されていない、年次有給休暇を取得した分の賃金が支払われなかった、許可なく北海道最低賃金額を下回る賃金を支払った、などがあります。

図1 申告処理件数及び申告事項別件数



（注）1名の労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告事項別件数の合計と申告件数は一致しません。

## 3 業種別件数

業種別にみると、上位4業種は、

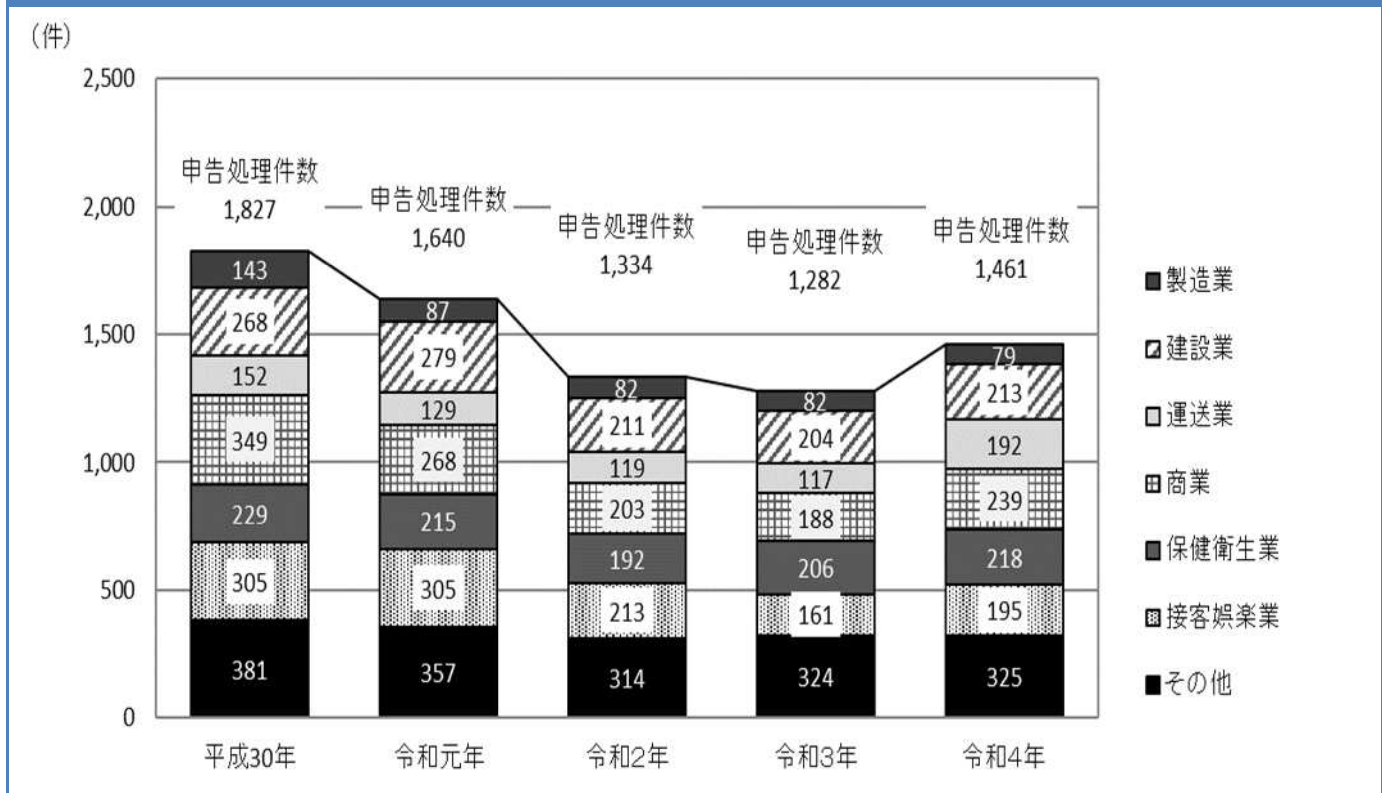
商業 239件（対前年比 +51件 +27.1%）

保健衛生業 218件（対前年比 +12件 +5.8%）

建設業 213件（対前年比 +9件 +4.4%）  
 接客娯楽業 195件（対前年比 +34件 +21.1%）

の順でした。100 件以上の申告を受理した業種は、ほかに運送業（192 件）があります。

図2 主な業種別件数



4 監督指導事例

賃金不払  
（商業）

労働者が一定期間継続して勤務せずに退職したことを理由に賃金の全額を支払わなかった。

監督署の指導

不払となっていた賃金の支払について、労働基準法第24条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者に不払となっていた賃金を支払った。

割増賃金不払  
（建設業）

1日8時間を超える時間外労働に対し、法定の割増賃金を支払わなかった。

監督署の指導

法定労働時間を超える時間外労働に対し、25%以上の率で計算した割増賃金を支払っていないことを認めたため、労働基準法第37条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者に不払となっていた割増賃金を支払った。

休憩時間の不取得  
(保健衛生業)

法定の休憩時間（労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間）が取得できなかった。

**監督署の指導**

労働者に法定の時間以上の休憩時間を取得させていないことを認めため、労働基準法第34条違反を是正勧告した。

**会社の対応**

会社は、交代制で労働者が休憩時間を確保できるようにした。

解雇予告手当不払  
(運送業)

30日以上前の予告も平均賃金の30日以上分の解雇予告手当の支払いもせず労働者を即日解雇した。

**監督署の指導**

労働者を即日解雇したのに、解雇予告手当を支払っていないことを認めため、労働基準法第20条違反を是正勧告した。

**会社の対応**

会社は、労働者に不払となっていた解雇予告手当を支払った。

最低賃金不払  
(製造業)

北海道最低賃金を下回る時間額で賃金を支払っていた。

**監督署の指導**

北海道最低賃金に満たない賃金について、最低賃金法第4条違反を是正勧告した。

**会社の対応**

会社は、労働者に不払となっていた北海道最低賃金額に対する不足分を支払った。

36協定の未締結  
(その他の事業)

時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）を締結せずに労働者に時間外労働を行わせていた。

**監督署の指導**

36協定を締結して所轄労働基準監督署に届け出ずに労働者に時間外労働をさせていることを認めため、労働基準法第32条違反を是正勧告した。

**会社の対応**

会社は、36協定を締結して労働基準監督署に届け出た。